

訪問介護
契 約 書

有限会社ホクセイ

訪問介護ステーションこもれび太田

373-0036
群馬県太田市由良町605
群馬県指定番号：1070503337
電話：0276-33-0123
FAX：0276-33-0124

第1条(契約の目的)

有限会社ホクセイが運営する訪問介護ステーションこもれば太田（以下、こもれば太田）は、介護保険法等の関係法令及び、この契約書に従い、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。

第2条(契約期間)

1. この契約の期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 上記の契約期間の満了日の1週間前までに利用者様から契約終了の意思表示がない場合は、この契約は自動更新とさせていただきます。

第3条(個別サービス計画など)

1. こもれば太田は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って、「訪問介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
2. こもれば太田は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合に、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行います。
3. こもれば太田は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条(訪問介護の提供、提供の記録など)

1. こもれば太田は、訪問介護職員を派遣し、重要事項説明書に記載した内容の居宅介護サービスを提供します。
2. こもれば太田は、利用者に対して居宅介護サービスを提供することに、当該サービスの提供日及び内容などを記載した支援報告書を、所定の書面に記載し、利用者の確認を受けることとします。
3. こもれば太田は、利用者の「サービス実施記録」等の記録を契約終了後5年間はこれを適正に保存し、利用者からの申出があった場合には、いつでも文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

第5条(協力義務)

利用者は、居宅介護サービスを提供するにあたり、可能な範囲での協力をお願いします。

第6条(利用者負担金及びその滞納)

1. サービスに対する利用者の負担金は、関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中に関係法令が変更になった場合は、これにしたが

って改定後の金額が適用されます。

2. 利用者が正当な理由なくこもれば太田に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合には、1ヶ月以上の期間を定めた後、期間満了日までに利用料金が支払われない場合には契約を解除する旨の勧告をします。
3. 上記の勧告をした場合は、こもれば太田は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請します。
4. こもれば太田は、上記に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約は所定の書面を発行したのち解除することができます。

第7条（利用者様の解約権）

利用者は、こもれば太田に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第8条（事業者の解約権）

こもれば太田は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合、その理由を記載した文書により1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。この場合、こもれば太田は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第9条（損害賠償）

こもれば太田は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

1. こもれば太田は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第11条（苦情処理）

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、こもれば太田苦情相談窓口、担当介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会（各窓口連絡先は重要事項説明書をご覧ください）に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2. こもれば太田は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. こもれば太田は、利用者が苦情申し立て等を行なったことを理由として、何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第12条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約者は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、居宅介護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

サービス利用者様 署名 住所

氏名

署名代行者 住所

氏名

署名代行者続柄

（事業者） 住所 群馬県太田市由良町607
名前 有限会社ホクセイ
 訪問介護ステーションこもれば太田
 代表取締役 堀内 元

